

歳出予算事業概要書

款	項	目	前年度 当初予算	前年度 現計予算	各課 要求額	調整結果額		所属課コード	41000000
						うち復活額	一般財源		
04	衛生費							所属課名	健康福祉課
01	保健衛生費							内線番号	
02	予防費		6,035	6,035	5,983	5,983	0	0	
012	高齢者・障害者インフルエンザ予防接種								
00									
00									
0									
1. 事業の概要と必要性			財源内訳		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
高齢者季節性インフルエンザの個別予防接種は、予防接種法によって市町村に実施が義務づけられているため65歳以上の者を対象に実施する。(委託医療機関が実施)インフルエンザの感染による他疾病の併発を妨ぎ、医療費抑制の効果が期待される。障がい児・者インフルエンザ予防接種助成については、19年度から町独自に実施している。対象者は、障がい者のうち医療機関を受診する可能性の高い重度障がい者(身体障者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級所持者)で7歳以上65歳未満の者とし、予防接種後申請に基づき助成を行う。			0	0	0	0	5,983		
2. 根拠法令									
予防接種法 予防接種法施行令									
3. 用地の状況									
4. 基本計画との関連									
5. 本年度の計画効果									
【本年度の事業内容】 高齢者インフルエンザ予防接種については、H22.12.31現在で65歳以上の者、4,872人の70%が接種されると見込み、3,410人分の委託料を計上している。 【効果】 中部医師会と契約および中部以外の町民のかかりつけ医院と契約を結ぶことにより高齢者季節性インフルエンザ予防接種のさらに受けやすい環境を整え接種率の向上を図り、町内での蔓延を防止する。 また、65歳以上の健康な高齢者については、約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があるため、予防接種は大変有効だと言える。 障がい児・者インフルエンザ予防接種費の助成を行うことにより、重度障がい児・者のインフルエンザの重症化と蔓延を防止し、医療費の抑制を目的とする。									
6. 財源の説明									
一般財源									
目的別									
性質別									